

令和3年介護報酬改定

看護師による訪問看護

<訪問看護>

	改定前	改定後
• 20分未満	312単位	313単位 ↑
• 30分未満	469単位	470単位 ↑
• 30分以上1時間未満	819単位	821単位 ↑
• 1時間以上1時間半未満	1,122単位	1,125単位 ↑

<介護予防訪問看護>

	改定前	改定後
• 20分未満	301単位	302単位 ↑
• 30分未満	449単位	450単位 ↑
• 30分以上1時間未満	790単位	792単位 ↑
• 1時間以上1時間半未満	1,084単位	1,087単位 ↑

理学療法士等による訪問看護

<訪問看護>

	改定前	改定後
• 理学療法士、作業療法士 言語聴覚士による訪問	297単位	293単位 ↓

<介護予防訪問看護>

• 理学療法士、作業療法士 言語聴覚士による訪問	287単位	283単位 ↓
-----------------------------	-------	---------

- 理学療法士等が1日2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合
1回につき 90/100に相当する単位数を算定 → 1回につき 50/100に相当する単位数を算定

- 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する (新設)

